

愛知県土地家屋調査士会「あいち境界問題相談センター」費用規程

(目的)

第1条 この費用規程(以下「規程」という。)は、「あいち境界問題相談センター」規則(以下「規則」という。)第42条及び第43条の規定に基づき、本センターの利用に関し必要な費用を定めることを目的とする。

2 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、不動産登記法(平成16年法律第123号)、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)及び民事訴訟法(平成8年法律第109号)において使用する用語の例による。

(費用の種類)

第2条 本センターの費用は、申立費用、調査費用、期日費用、成立費用、調査・測量・鑑定費用、実費及びその他の費用とする。

(消費税)

第3条 この規程に定める費用及び手数料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税額は含まないものとし、当事者は、消費税額を加算して納付するものとする。

(申立費用)

第4条 申立人は、本センターに対し、申立費用として20,000円(申立時に5,000円及び相手方応諾時に15,000円)を納付するものとする。

2 申立費用は、当該申立てが不受理となったときは、通知に要した費用を精算して返還する。

3 申立費用は、申立て受理後は原則として返還しない。ただし、相手方が手続に応諾しなかったとき、又は手続に応諾したにもかかわらず、手続期日に一度も出席することなく当該手続が終了したときは、通知に要した費用を精算して返還する。

(調査費用)

第5条 申立人は、調査開始時まで、本センターに対し、調査費用として10,000円を納付し、調査実費として20,000円を予納するものとする。

2 受領した調査費用及び調査実費は、原則として返還しない。ただし、相手方が手続に応諾しなかったとき、又は手続に応諾したにもかかわらず、手続期日に一度も出席することなく当該手続が終了したときは、調査に要した費用を精算して返還する。

3 調査の業務内容が複雑な解決手続については、申立人の承諾を得て、調査費用を追加して徴収することができる。

(期日費用)

第6条 当事者は、本センターに対して、毎回手続期日の開始前に当該期日費用として一人あたり5,000円を納付するものとする。

2 当事者双方の合意により、期日費用の負担割合を定めたときは、当事者は、それぞれの負担割合に従って期日費用を納付するものとする。

3 一方の当事者だけで開催する手続期日における期日費用は、当該一方の当事者分のみを納付するものとする。

(成立費用)

第7条 当事者は、和解が成立した場合には、成立費用として150,000円を、和解契約書の作成時に、本センターに納付するものとする。

2 成立費用に関する当事者間の負担割合は、当事者の意向を尊重して、担当調停人が定める。

(鑑定等費用)

第8条 当事者は、解決手続の実施の過程において、調査、測量又は鑑定を依頼したときは、調査、測量又は鑑定の費用(以下「鑑定等費用」という。)を、当該業務の着手前に予納し、業務終了後に精算するものとする。

2 委員長は、鑑定等費用については、事前に積算基準又は概算見積りを当事者に提示し、当該費用に関してあらかじめ承諾を求めるものとする。

3 予納する鑑定等費用の当事者間の負担額は、当事者の同意を得て担当調停人が定める。ただし、担当調停人は、解決手続終了時にこれらの費用の当事者負担額及び負担割合を変更することができる。

(実費に関する特例)

第9条 当事者が多数或いは関係する土地の筆数が多数である解決手続については、申立人は、委員長の指定する時期までに、委員長の指定する超過実費予想額をセンターに予納するものとする。

(その他の費用)

第10条 本センターは、解決手続の実施に要する通訳人日当、証人日当、翻訳費用、担当調停人の出張に伴う旅費、宿泊費、その他の費用については、当事者の同意を得て、当事者に請求することができる。

(閲覧・謄写手数料)

第11条 手続実施記録の閲覧手数料は、1件につき1,000円とし、1日1解決手続2時間を限度とする。謄写交付手数料は1枚(白黒A3版まで)につき50円とする。

2 前項の手数料は、それぞれの申請時に本センターに納付するものとする。

(各費用の支払)

第12条 各費用は、原則として現金を持参して支払うものとする。ただし、事前にセンターの指定する金融機関の口座への振込みによって支払うことができる。

2 当事者は、前項ただし書きの振込みによって支払ったときは、当該振込みをしたことを証する書面を本センターに提示するものとする。

(費用の減免)

第13条 委員長は、担当調停人の意見を聴いて、事案の内容、背景、当事者の事情、手続の経緯、

その他の事情を勘案して、運営委員会に諮り、当事者の負担する費用を減免することができる。

(規程に定めのない事項)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、別途検討すべき費用が発生したときは、当事者の承諾を得て、委員長が担当調停人の意見を聴いてこれを定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、運営委員会の決議による。

附 則

この規程は、規則の施行の日(平成23年3月29日)から施行する。

この規程は、平成23年9月7日から施行する。